



# 長野県報

10月29日(木)  
令和2年  
(2020年)  
第151号

## 目 次

### 告 示

救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定（医療政策課）	1
児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（障がい者支援課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定（障がい者支援課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の事業廃止の届出（障がい者支援課）	3
土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染された形質変更時要届出区域の指定（水大気環境課）	3
保安林予定森林にする旨の通知（森林づくり推進課）	3
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	4
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（3件）（道路管理課）	5
特定計量器の定期検査の実施（産業技術課）	5

### 公 告

表彰規則に基づく表彰（人事課）	6
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（5件）（産業立地・経営支援課創業・サービス産業振興室）	7
国土調査法に基づく成果の認証（農地整備課）	13
県営土地改良事業計画の策定及び縦覧（農地整備課）	13
建設業法に基づく処分（建設政策課）	13
建設業の許可の取消し（建設政策課）	14
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び都市計画区域区分の変更案に係る公聴会の中止（都市・まちづくり課）	19
土地改良区の定款変更の認可（農地整備課）	19
開発行為に関する工事の完了（2件）（都市・まちづくり課）	19
銃砲刀剣類所持等取締法に基づく講習会の開催（生活安全企画課）	19
令和元年度財政的援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき講じた措置及び監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針（監査委員事務局）	20

### 告 示

#### 長野県告示第522号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により認定した救急病院は、次のとおりです。

令和2年10月29日

長野県知事 阿部 守一

名 称	所 在 地	認定の有効期限
長野県立こども病院	安曇野市豊科3100	令和5年10月29日
菅沼病院	飯田市鼎中平1970	令和5年11月10日

医療政策課

**長野県告示第523号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和2年10月29日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害児通所支援の種類
一般社団法人くるみ	放課後等デイサービス みのり	諏訪市高島3丁目1339-13	令和2年8月1日	放課後等デイサービス
株式会社シード	放課後等デイサービス タイム	駒ヶ根市赤穂10824	令和2年8月1日	放課後等デイサービス
医療法人社団オレンジ	ほっちのロッヂ	北佐久郡軽井沢町発地1274-113	令和2年9月1日	放課後等デイサービス
株式会社みらい福祉会	みらいこども伊那坂下教室	伊那市坂下3349-1	令和2年9月1日	放課後等デイサービス
就労支援型放課後デイサービス株式会社	こどもプラス塩田	上田市古安曽1057-1	令和2年10月1日	児童発達支援 放課後等デイサービス

障がい者支援課

**長野県告示第524号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項、51条の14第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

令和2年10月29日

長野県知事 阿部 守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日	障害福祉サービス及び地域相談支援の種類
合同会社しらかば	ホームヘルパーしらかば	須坂市大字須坂1528-3 島田ビル2階	令和2年8月1日	共生型居宅介護、共生型重度訪問介護
社会福祉法人協立福祉会	ヘルパーステーションあずみの里	安曇野市豊科高家5285番地11	令和2年8月1日	共生型居宅介護
合同会社チエリッシュ	多機能型事業所華いる	松本市大手4丁目9-4-101	令和2年8月1日	生活介護
合同会社チエリッシュ	多機能型事業所華いる	松本市大手4丁目9-4-101	令和2年8月1日	就労継続支援（B型）
社会福祉法人小川村社会福祉協議会	社会福祉法人小川村社会福祉協議会指定通所介護事業所	上水内郡小川村高府8553	令和2年8月1日	生活介護
特定非営利活動法人まいペーす	じゃんぶ	上高井郡小布施町大字小布施1444-1	令和2年8月1日	自立生活援助
社会福祉法人諏訪市社会福祉協議会	諏訪市障がい者デイサービスセンター	諏訪市小和田19番3号	令和2年9月1日	生活介護
有限会社イー・ライフ	イー・ライフ神林本館	松本市大字神林1500-1	令和2年10月1日	居宅介護、重度訪問介護
株式会社和楽座	Community Life 「IRO DORI」	上田市小牧1206-4	令和2年10月1日	共同生活援助
T & H合同会社	パストーレ	茅野市塚原1丁目7番7号	令和2年10月1日	共同生活援助

一般社団法人きぼう	宅幼老所きぼう	下水内郡栄村豊栄665番5	令和2年10月1日	短期入所
一般社団法人きぼう	宅幼老所きぼう	下水内郡栄村豊栄665番5	令和2年10月1日	生活介護
一般社団法人医療介護ケア協会	らいおんハートからだの児童デイサービス佐久南	佐久市前山321-3	令和2年10月1日	生活介護
特定非営利活動法人信州能力開発ネットワーク	green BASIS	須坂市大字須坂1490-2	令和2年10月1日	自立訓練(生活訓練)
特定非営利活動法人信州能力開発ネットワーク	green BASIS	須坂市大字須坂1490-2	令和2年10月1日	就労継続支援(B型)

障がい者支援課

## 長野県告示第525号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項、51条の25第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者から当該指定に係る事業を廃止する旨の届出がありました。

令和2年10月29日

長野県知事 阿部守一

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止した年月日	障害福祉サービスの種類
社会福祉法人高水福祉会	ふっくら工房ふるさと	飯山市野坂田321番地1	令和2年8月31日	就労移行支援(一般型)
社会福祉法人諏訪市社会福祉協議会	諏訪市福祉作業所さざ波の家	諏訪市小和田19番3号	令和2年9月1日	生活介護
特定非営利活動法人信州能力開発ネットワーク	BASIS	須坂市大字須坂1490-2	令和2年10月1日	就労継続支援(B型)

障がい者支援課

## 長野県告示第526号

次に掲げる土地の区域は土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。)第31条第1項の基準に適合しないため、土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない土地の区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)として次のとおり指定します。

令和2年10月29日

長野県知事 阿部守一

## 1 土地の区域(形質変更時要届出区域)

東筑摩郡筑北村西条2265番の一部、2269番の一部、2270番の一部、2343番36の一部及び2343番36地先の一部

2 省令第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物

水大気環境課

## 長野県告示第527号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示します。

令和2年10月29日

長野県知事 阿部守一

## 1 保安林予定森林の所在場所

下伊那郡大鹿村大字鹿塙3241の1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び大鹿村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

**長野県告示第528号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに長野県犀川砂防事務所及び筑北村役場に備え置きます。

令和2年10月29日

長野県知事 阿部 守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
竹之下	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱13号を結んだ線に囲まれた土地の区域。	東筑摩郡筑北村	東条 " " " " " "		761番1地先道 758番1 " " " " " " " " " " " " " " " " " " 1725番1の1 " " " " " " 1727番3地先水 1721番 1719番1の2 768番3	1号 2号 3号 4号 5号 6号 7号 8号 9号 10号 11号 12号 13号

砂防課

**長野県安曇野建設事務所告示第2号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年11月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年10月29日

長野県安曇野建設事務所長 飯森正敏

1 道路の種類 県道

2 路線名 塩尻鍋割穂高線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
安曇野市穂高柏原3634番の8地先から安曇野市穂高柏原4513番の9地先まで	旧	m 8.0~16.0	km 0.4975
同上	新	m 8.0~16.0 11.1~27.2	km 0.4975 0.5220

道路管理課

**長野県長野建設事務所告示第7号**

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年11月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年10月29日

長野県長野建設事務所長 下里巖

1 道路の種類 県道

2 路線名 村山豊野停車場線

3 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
長野市大字村山字北原644番の1地先から長野市大字津野字大道783番の1地先まで	旧	m 4.4~7.2 4.5~12.5	km 2.809 2.551
同上	新	m 4.5~12.5	km 2.551

(区域を変更する期日:令和2年11月1日)

道路管理課

**長野県松本建設事務所告示第6号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年11月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県松本建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年10月29日

長野県松本建設事務所長 坂田 浩一

1 路線名 下奈良本豊科線

2 供用を開始する区間

松本市赤怒田字久保田652番の1地先から  
松本市七嵐字滝沢283番の2地先まで

3 供用を開始する期日 令和2年10月30日

道路管理課

**長野県安曇野建設事務所告示第3号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和2年11月18日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年10月29日

長野県安曇野建設事務所長 飯森 正敏

**長野県計量検定所告示第3号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり行います。ただし、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定により実施するものを除きます。

令和2年10月29日

長野県計量検定所長 美谷島 和浩

区域	期日		場所
	月日	時間	
飯田市のうち上村及び南信濃地区、諏訪市、須坂市、伊那市（高遠及び長谷地区を除く）、中野市（豊田地区を除く）、大町市、茅野市、佐久市（臼田地区を除く）、千曲市のうち上山田、戸倉、更級及び五加地区、東御市のうち北御牧地区、北佐久郡、諏訪郡、下伊那郡、北安曇郡、埴科郡、上水内郡	12月3日（木）	午前10時から正午まで及び 午後1時から午後3時まで	松本市大字島立1020番地 長野県松本合同庁舎 地下1階 計量検定所検定室
	12月4日（金）		

産業技術課